

平成 30 年～ 条例改正

生活環境を保全するための 新しいルールが追加されます



廃 棄物の処理や清掃について定めた「安曇野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正に伴い、1月1日から新たに「安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例」が施行されます。施行にあたり、下記事項が新たに追加されます。安曇野の生活環境を保全し、きれいな安曇野を後世に残すために、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

図 廃棄物対策課 廃棄物対策担当 TEL 71・2490 FAX 72・3176

条例改正に伴う追加事項

1. 指定集積場所に排出された家庭系廃棄物の収集または運搬の禁止

市および市長が指定した者（市が委託した回収業者や集積場所の管理当番の人等）以外の指定集積場所からの持ち出しを禁止します。近年、都市部で資源物の持ち去りが問題になっており、今後地方でも同様の問題が生じる可能性があります。違反者には命令を出し、従わない場合、20万円以下の罰金と公表の対象となります。

指定集積所からの無断持ち出しは禁止だよ



2. 公共の場所の清潔の保持

公共の場所にペットのふん、紙くずやたばこの吸い殻等の放置（いわゆるポイ捨て）等を禁止します。また、公共の場所でチラシを配る際にはチラシの散乱を防ぐことや、工事を行う際に資材等が飛散・流出しないよう適正に管理する責任があります。公共の場所を汚した場合は、汚した本人が清潔の保持（片付け等）を行う必要があります。

犬のふんは責任をもって片付けよう



3. 土地または建物の適正管理

不法投棄の防止、周辺的生活環境を害さないために管理者は土地を適正に管理する責任があることを定めています。管理を怠り不法投棄が生じた場合は、管理者に投棄物の処分を行う責任が生じます。また、周辺的生活環境を著しく害している場合には、代執行の対象になることがあります。

不法投棄をさせないように管理しよう



4. 一般廃棄物収集運搬業および処分業における事前手続き

一般廃棄物の許可業者が、新たに一般廃棄物を保管して運搬する・処分業を行う等の際は、許可申請等を行う前に周辺地域に居住等をする住民に対し、事前に説明を行うことを定めています。

業者の事前説明を確認しよう



シリーズ 第 1 回

清らかで良質な水をいつまでも

水道水の安定供給に向けて

水道水の安定供給のための課題や取り組みを、今号から3回にわたり紹介します。第1回は水道事業の現状についてです。

図 経営管理課 庶務担当 (TEL 71・2271 FAX 72・3176)

安曇野市水道事業に統合 経営基盤を強化

市の水道事業は合併後も旧町村ごとに取得したそれぞれの認可計画により運営してきました。経営の安定化を図るため、平成24年度に豊科地域と三郷地域の水道事業を統合、平成28年度にはすべての事業を統合し、市の水道事業を運営しています。

市内の全水道事業を統合したことで、各地域の水を計画的に配水できるようになり、災害や大規模な事故など非常時での安定供給が可能になりました。

また、既存施設の有効利用と統廃合による維持管理費の軽減など経営の効率化を進めることができます。

「おいしい水道水」の継承へ

経営基盤の強化や水道水の安定供給を進める市水道事業ですが、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化など、検討が必要な課題も残されています。

市では、平成28年度に今後10年間を見据えた新たな「水道ビジョン」を策定しました。水道事業の理想とする将来像実現のため、ビジョンに定めた目標を着実に推進し、次世代へ安心・安全・信頼される「おいしい水道水」を継承していきます。



水道事業を取り巻く課題と今後に向けて

課題① 料金収入の減少

人 口減少社会が到来し、市の人口も減少しています。このことにより水の需要も減少し、水道料金収入も減少していくことが見込まれます。

課題② 施設の更新費用

市 の水源や水道管などの施設は昭和50年代に整備された施設が多く、老朽化が進んでいます。また、全国的に自然災害が多発しており、水道施設の耐震化など災害に強い施設整備も計画的に行う必要があるため、多額の費用が必要になることが見込まれます。

課題③ 各地域の水道料金の違い

水 道事業は水道料金で運営していますが、各地域の認可計画で運営をしてきたため、超過料金の統一がされていません。

表1 水道基本料金と超過料金（1㎡あたり）

使用水量	豊科	穂高	三郷	堀金	明科
0 から 10	基本料金：1,540円（メーター口径13ミリの場合）				
11 から 30	155円	196円	155円	155円	222円
31 から 100	186円	211円	186円	175円	242円
101 以上					263円

◆今後に向けて

料 金収入の減少や多額の施設の更新費用などが見込まれますが、市民の皆さんへ「安全でおいしい水道水を安定して供給する」ことが水道事業の責務です。今後、負担の公平性を図りながら適正な水道料金水準を検討していきます。

第2回は災害対策など具体的な事業について1月号（1月24日発行）で紹介します。